

令和2年12月第133回定例農業委員会総会議事録

令和2年12月10日(木)

JAグリーン近江八幡東支店 会議室

日 程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案上程

議第516号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第517号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第518号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第519号 農用地利用集積計画について

議第520号 土地改良事業参加資格交替の申出について

議第521号 近江八幡市砂利採取を目的とした農地の一時転用許可取扱要綱の制定  
について

報告第317号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について

報告第318号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について

報告第319号 その他の専決報告について

開会 午後1時30分

事務局長

委員の皆様ご苦労様です。

それでは、早速ですが定刻となりましたので、令和2年12月第133回定例総会の開会をお願い致します。

また、会議規則第5条の規程により会長が議長となりますので●●会長よろしく申し上げます。

議長

令和2年12月、今年最後となります定例総会にご出席いただきましてありがとうございます。11月の後半から、朝、晩はこの時期らしい冷え込みになってまいりましたが、昼間は平年より2度、3度と気温が高く、日本晴れの非常に良いお天気が続いております。大豆の収穫も順調に進んでいるように聞いております。

今年一年を振り返ってみますと、3月21日から新たな農業委員さんにご就任頂きまして、毎月の定例総会、それぞれ農地部会、農政部会、あるいは農地パトロール、議員さんとの意見交換会等々、農業委員会業務にご尽力いただきましてありがとうございます。一方、この一年、新型コロナウイルスの影響を受けまして、いろいろな行事や事業が自粛せざる負えない状況になっています。農業委員会の事業におきまして、従来ですと県の農業会議あるいは、東近江農業委員会連絡協議会や委員さんの研修会、そういったものが全て中止となっています。来年には以前のような生活ができますよう願っております。来週、月曜、火曜ぐらいからは、また気温がかなり下がるような予報も出ております。委員の皆さんにも健康には十分ご注意くださいと思います。

それでは、ただいまより農業委員会定例総会を始めさせていただきます。

それでは、近江八幡市農業委員会会議規則に則り進行させていただきますと思います。

本日の現在出席委員19名、欠席の届出2名（15番●●●●委員、22番●●●●委員）、会議規則第4条第2項による欠席の届出がでております。5番●●●●委員さんがまだお見えではありませんが、会議規則第6条により、委員の過半数が出席しておりますので、12月総会が成立していることを報告いたします。

それでは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、令和2年12月第133回定例総会を、ただ今から開催します。

議 長 先ず、日程第1 会議録の署名委員の指名ですが、

21番 ●●●●委員

1番 ●●●●委員

のご兩名を指名しますのでよろしくお願い致します。

議 長 次に、日程第2 議案の上程に入ります。

議第516号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可を  
することについてを議題といたしますが、農業委員会会議規則第17条

(議事参与の制限)の規定によりまして、13番●●●●委員の退席を  
求めます。

(退席)

議 長 事務局の説明を求めます。

事務局 議第516号、農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可を  
することについて、を議案朗読及び説明させていただきます。お手元の地図  
を合わせてご覧ください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を  
求める。令和2年12月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、安土町大中●●番、登記地目、現況地目とも田、  
登記面積10,000㎡、同じく安土町大中●●番地、登記地目、現況地目と  
も田、登記面積10,000㎡、2筆合わせまして20,000㎡でございます。  
世帯の経営面積、渡人200アール、受人292.6アールで今回の申請面積を  
合わせますと492.6アールとなります。渡人につきましては、安土町大中  
●●番地、●●●●、受人につきましては、安土町大中●●番地、●●●  
●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難のため、譲受理  
由につきましては、相手方の要望でございます。

番号2、土地の所在地、多賀町●●番、登記地目、現況地目とも田、登  
記面積2,881㎡、世帯の経営面積、渡人28.8アール、受人94.9アールで  
今回の申請面積を合わせますと123.7アールとなります。渡人につつま  
しは、多賀町●●番地●、●●●●、受人につきましては、多賀町●●番  
地●、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、離農のため、  
譲受理由につきましては相手方の要望でございます。

番号3、土地の所在地、西生来町●●番●、登記地目、現況地目とも田、

登記面積956㎡、世帯の経営面積、渡人9.6アール、受人45.6アールで今回の申請面積を合わせますと55.1アールとなります。渡人につきましては、京都市山科区東野中井ノ上町●●一●●、●●●●、受人につきましては、京都市南区唐橋琵琶町●●番地の●●、●●●●、契約内容は叔父、甥間での交換、譲渡理由につきましては、相手方の要望、譲受理由につきましては、耕作便利でございます。こちらにつきましては地図の3-3を見ていただくと申請地を挟むように、●●さんの農地があります。今回の申請地を所有することにより、一体利用が可能となるためでございます。

番号4、土地の所在地、北津田町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積27㎡、同じく北津田町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,248㎡、同じく北津田町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積25㎡、同じく北津田町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積156㎡、同じく北津田町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積908㎡、同じく北津田町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積294㎡、同じく北津田町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,272㎡、7筆合わせまして4,930㎡となります。世帯の経営面積、渡人59アール、受人477.4アールで今回の申請面積を合わせますと526.7アールとなります。渡人につきましては、北津田町●●番地、●●●●、受人につきましては、北津田町●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難のため、譲受理由につきましては、相手方の要望でございます。

番号5、土地の所在地、土田町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,453㎡、同じく土田町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積3,802㎡、同じく土田町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積493㎡、同じく土田町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,071㎡、同じく土田町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積181㎡、5筆合わせまして9,000㎡となります。世帯の経営面積、渡人142.9アール、受人0アールで今回の申請面積90アールとなります。渡人につきましては、土田町●番地、●●●●、受人につきましては、土田町●●番地、●●●●、契約内容は祖父、孫間の贈与でございます。受人の経営面積は0アールではありますが、従来より耕作に携わっていたため新規就農扱いとはしていません。譲渡理由につきましては、高齢により耕作不可、譲受理由につきましては、相手方の要望でございます。

番号6、土地の所在地、池田本町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積299㎡、世帯の経営面積、渡人52.6アール、受人31.4アールで

今回の申請面積を合わせますと34.3アールとなります。渡人につきましては、池田本町●●番地、●●●●、受人につきましては、池田本町●●番地●、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、耕作困難のため、譲受理由につきましては、近隣農地との一体利用のためでございます。

番号7、土地の所在地、安土町下豊浦●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積19㎡、同じく安土町下豊浦●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,662㎡、同じく安土町下豊浦●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積657㎡、同じく安土町下豊浦●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積96㎡、安土町下豊浦●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積101㎡、5筆合わせまして2,535㎡となります。世帯の経営面積、貸人111.4アール、受人111.4アールで同一世帯であるため面積は同じです。貸人につきましては、安土町下豊浦●●番地、●●●●、受人につきましては、安土町下豊浦●●番地、●●●●、契約内容は親子間の使用貸借、貸渡理由につきましては、高齢により耕作不可、譲受理由につきましては、相手方の要望でございます。

番号8、土地の所在地、安土町下豊浦●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積7,995㎡、世帯の経営面積、渡人111.4アール、受人111.4アール、こちらも番号7と同じく同一世帯であるため面積は同じです。渡人につきましては、安土町下豊浦●●番地、●●●●、受人につきましては、安土町下豊浦●●番地、●●●●、契約内容は父と子の夫の贈与、譲渡理由につきましては、高齢により耕作不可、譲受理由につきましては、相手方の要望でございます。

番号9、土地の所在地、若宮町●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積889㎡、同じく若宮町●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積757㎡、2筆合わせまして1,646㎡となります。世帯の経営面積、渡人85.2アール、受人33.6アールで今回の申請面積を合わせますと50アールとなります。渡人につきましては、竹町●●番地●、●●●●、受人につきましては、甲賀市水口町的場●●番地一●●●号、●●●●、契約内容は祖父と孫間の贈与でございます。譲渡理由につきましては、高齢により耕作不可、譲受理由につきましては、相手方の要望でございます。

番号10、土地の所在地、竹町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,092㎡、世帯の経営面積、渡人10.9アール、受人85.2アールで今回の申請面積を合わせますと95.2アールとなります。渡人につきましては、草津市渋川●丁目●一●●●、●●●●、●●●●、外2名、受人につき

ましては、栗東市高野●●番地●、●—●●●●号、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難のため、譲受理由につきましては、相手方の要望でございます。

以上の農地法第3条第1項の案件全てにつきまして、「農地法第3条審査書」に基づき、農地法第3条第2項第1号のいわゆる全部効率要件、農地法第3条第2項第4号の常時従事要件、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件及び、農地法第3条第2項第7号の周辺地域との調和条件（及び農地法第3条3項）に照らし許可しうるものと判断し、議案とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長

ありがとうございました。

議題といたしました案件の中で、確認をされました担当委員の方で追加及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

委 員

（特になしの声）

議 長

特に補足説明もないようですので、皆様にお伺いいたします。  
質問はございませんか。

委 員

（特になしの声）

議 長

質問も意見もないようですので、採決に入ります。  
議第 516 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを原案どおり許可することに異議ございませんか。

委 員

（異議なしの声）

議 長

ご異議なしと認めます。  
よって、議第 516 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、原案どおり許可することに決定いたします。  
それでは、●●●●委員の入室をお願いします。

議 長

それでは次に、議第 517 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 518 号、農地法第5条

第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議題517号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和2年12月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、若宮町●●番●、登記地目、田、現況地目、雑種地、届出面積650㎡、申請人につきましては、若宮町●●番地●、●●●●、申請地は、若宮町地先の集落内の農地で、住宅が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、貸資材置場で、現地は平成12年頃から貸資材置場として既に造成、使用されており、従来からの指導案件でございました。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号2、土地の所在地、東横関町●●番、登記地目、畑、現況地目、宅地、届出面積227㎡、申請人につきましては、上野町●●番地、●●●●、申請地は、東横関町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、貸作業所で、平成5年頃に畑として貸したところ、借主が工務店の作業所を建設し、使用していました。現在、借主は亡くなり、作業所は使用されていません。作業所も老朽化し、近隣から台風等で、物が飛んできて危ないため、解体等の対応をして欲しいと土地所有者である申請人に申し出がありました。申請人は親族に原状回復するよう要請しましたが、相続放棄をされていたため、申請人で解体することになりました。今後の土地利用を検討するにあたり、今回申請をされましたものでございます。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号3、土地の所在地、安土町内野●●番、登記地目、現況地目とも田、届出面積314㎡、申請人につきましては、安土町内野●●番地、●●●●、申請地は、安土町内野の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、農家住宅です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

続きまして、議第518号、農地法第5条第1項の規定による申請に対

し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和2年12月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、若宮町●●番●、登記地目、田、現況地目、雑種地、届出面積850㎡、渡人につきましては、日吉野町●●番地●、●●●●、受人につきましては、若宮町●●番地●、●●●●、申請地は、若宮町地先の集落内の農地で、住宅が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買で、転用目的は、貸資材置場でございます。申請地は、4条の番号1の隣接で、同様に一体的に資材置場として既に使用されており、こちらも指導案件でございました。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号2、土地の所在地、安土町内野●●番、登記地目、現況地目とも田、届出面積314㎡、貸人につきましては、安土町内野●●番地、●●●●、借人につきましては、安土町内野●●番地、●●●●、申請地は、安土町内野の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、使用貸借でございます。転用目的は、農家住宅で、4条の番号3との関連でございます。受人と渡人は夫婦であり、共有名義で農家住宅を建築されるため、4条で●●さん、5条で●●さんの申請となりました。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

議第 517 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 518 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、現地踏査を行っていただいておりますので、その報告を求めます。

結果報告を、 14番●●●●委員、よろしく申し上げます。

委 員

去る、11月30日に、議第 517 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 518 号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、10番●●●●委員と、16番●●●●委員と、私、及び事務局職員で現地踏査を行い、農業委員会事務局において協議した結果を報告します。別添の地図と併せてご覧いただきたいと思います。





委員

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。

議第 517 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 518 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて、提案どおり許可相当とすることに認めます。

議長

それでは次に、議第 519 号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議第 519 号、農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地の利用関係の調整がなされ、近江八幡市長より別紙のとおり農用地利用集積計画の提出があったので、審議を求めます。上記の議案を提出する。令和 2 年 12 月 10 日、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。資料といたしましては、A4 縦置き文書（令和 2 年度農用地利用集積計画について）1 枚と次ページの A4 横置き資料をホチキス止めした資料でございます。

「所有権移転」は、14 件、35 筆、76,191㎡。「利用権設定」は、235 件、525 筆、1,135,492㎡。となっております。

なお、本件につきましては、かなりの件数でございます。本来全て朗読させて頂くのが本意でございますが、それぞれの番号 1 についてのみ紹介させていただきますこととお許し願います。

はじめに所有権移転の部です。

番号 1、所有権の移転を受ける者、野村町●●●●番地、●●●●、代表取締役、●●●●、所有権を移転する者、野村町●●番地、●●●●、土地の所在地、野村町●●●●番、田、認定面積 1,503㎡、同じく野村町●●●●番、田、認定面積 1,501㎡、同じく野村町●●●●番、田、認定面積 1,517㎡、同じく水荃町●●●番、田、認定面積 1,150㎡、4 筆合わせまして 5,671㎡です。移転年月日は令和 2 年 12 月 15 日、所有権の移転を受ける者の経営面積 752,061.05㎡、対価としましては、合計 1,130,000 円でございます。

次に利用権設定の部です。2 枚めくっていただいて、令和 2 年度第 9 号と書かれたページです。

番号 1、利用権の設定を受ける者、土田町●●●●番地、●●●●、利用権を設定する者、土田町●●番地、●●●●、土地の所在地、土田町●●

●●番、田、認定面積2,198㎡、更新、契約期間は5年1カ月、令和2年12月15日から令和7年12月31日、賃借料、内容につきましては10aあたり10,000円、水稻でございます。権利の種類は賃貸借で、利用権の設定を受ける者の経営面積は16,723㎡でございます。

以下ご覧頂き、何かございましたら事務局までお願いします。以上でございます。

議長 皆様にお伺いいたします。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委員 所有権移転の部で、宅地というのがありますが、利用権設定できるのですか。宅地というのは農舎が建っている農業施設の宅地ですか。

事務局 農業用倉庫が建っているところです。

議長 他にご質問・ご意見はございませんか。

質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。

議第519号 農用地利用集積計画について、原案どおり承認とすることにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第519号 農用地利用集積計画について、原案どおり承認することに決定いたします。

議長 それでは、次に、議題520号 土地改良事業参加資格交替の申出について を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議第520号 土地改良事業に参加する資格の交替申出についてを議案朗読及び説明をさせていただきます。

このことについて、土地改良法第3条第2項の規定により土地改良事業に参加する資格の交替すべき旨の申出がありましたので承認することについて意見を求める。

上記の議案を提出する。令和2年12月10日。近江八幡市農業委員会  
会長 ●●●●。

今回の案件は、土地改良法第3条第1項第2号に該当するもので、本来事業の参加資格は耕作者にありますが、この申出により所有者が事業に参加することについて農業委員会の承認を求められるものです。

土地改良法第3条第1項第2号に基づく土地改良事業の事業参加申出に伴う、土地改良法施行令第1条の3第2項の規定に基づく本事業に参加する資格の承認者 1名でございます。

番号1、現資格者、耕作者、近江八幡市安土町内野●●●●番地、農事組合法人 ●●●● 代表理事 ●●●●、新資格者、所有者、近江八幡市安土町内野●●番地、●●●●、土地の所在地、安土町西老蘇●●●●、田、3,600㎡、外6筆、合計と17,183㎡でございます。以上でございます。

議 長            ありがとうございます。ただ今、説明をいただきました議第520号土地改良事業に参加する資格の交替申出について、質問や意見はございませんか。

委 員            (特になしの声)

議 長            質問も意見もないようですので、採決に入ります。  
議第520号 土地改良事業に参加する資格の交替申出について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

委 員            (異議なしの声)

議 長            ご異議なしと認めます。よって、議第520号 土地改良事業に参加する資格の交替申出について、承認することを認めます。

議 長            それでは次に  
議第521号 近江八幡市砂利採取を目的とした農地の一時転用許可取扱要綱の制定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局            それでは、議第521号 近江八幡市砂利採取を目的とした農地の一時転用許可取扱要綱を次のとおり制定する。令和2年12月10日、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

この要綱につきましては、他市町で砂利採取後の農地復元が不完全であ

ることに起因しまして、その後の耕作に支障が生じる事例が散見される一方、農地復元の基準について定めがないということで、関係市町、農業委員から事業者への指導が困難であるという意見があったため、県で参考例を作成し、砂利採取がある市町の農業委員会事務局で協議し作成したものであります。ちなみに本市においては、現時点では土地所有者、耕作者からの苦情はなく水持ちも悪い土地がよくなり、水稻、野菜が作れるようになったと喜んでおられるところでございます。目的が以上のところでございますので、第3条ですが事前協議でございます。一時転用許可申請前に砂利採取計画と農地、農作物に係る被害防除の対策、そして復元計画と復元後の営農計画について農業委員会に協議しなければならないとしております。第4条、営農計画書は復元後に耕作するものが今後3年間どのような耕作をするのか、営農計画書を許可申請に添付するものとしております。第5条、農地の復元基準ですが、表土を除去した後の地盤高まで基盤土を埋め戻す、表土は一時的に除去した表土を用いることが基本であるが、その後の営農計画での作物を勘案し耕作に適した土を用いることとしております。第6条、農地復元計画書ですが、許可申請に農地復元計画書を添付し、事前に土地所有者の承諾を得なければならない。2項の土地所有者に代わって承諾することが適当と農業委員会が認める者とは、土地所有者が遠方におられ場合が考えられるため、耕作者を想定しております。3項では、田畑変更等の農地の形状変更を行う場合は、事前に農業委員会に協議するものとしております。第7条、現地確認でございます。事業完了報告書を土地所有者の確認を得て提出する。農業委員会は提出を受けた時は必要に応じて現地確認を行う。この現地確認は採取事業者、農業委員、その他農業委員会が必要と認めるもので行います。農業委員とは地元農業委員で確認書に記名、押印をいただいている農業委員を想定しております。また、その他必要と認められるものは砂利採取法、許認可権者である県土木事務所です。第8条、処分ですが、他の違反転用と同様に農地法第51条第1項の規定に基づき指導、勧告、現状回復命令を行うものです。以上でございます。

議 長 皆様にお伺いいたします。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委 員 今まで砂利採取事業者と農地の復元に関して、農業委員会として何もできなかったのをこれを制定するものですか。それはいいのですが、採取事業者の農地の復元に関して農地法に適用しますよというのは要綱で謳って

いいものですか。

事務局           こちらは要綱なので罰則規定やそういったものを謳う根拠がないといけません。そもそも農地法においての罰則規定がございますので、現状復帰ができなかったことは、一時転用が完了していないこととなりますので農地法上の罰則規定を適用するということです。

委員               この要綱は関係なく罰則規定は適用ということですね。

事務局            そうです。今までからもこの要綱がなくても農地法で罰則は対応できます。県下統一の要綱でございます。

議 長            県が作成しています、QアンドAに策定した趣旨がありまして、今事務局からありましたように砂利採取した農地が復元されていない、転用が不完全である農地が散見されるということで、特に農地復元の基準等の定めがなかったということで、そこが中心になっての要綱というように理解してください。

他に質問はございませんか。

質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。

近江八幡市砂利採取を目的とした農地の一時転用許可取扱要綱の制定については、原案どおり承認とすることにご異議ございませんか。

委 員            (異議なしの声)

議 長            ご異議なしと認めます。

よって、議第521号 近江八幡市砂利採取を目的とした農地の一時転用許可取扱要綱の制定について原案どおり承認することに決定いたします。

議 長            それでは、次に

報告第317号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第318号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第319号 その他の専決報告について、事務局の説明を求めます。

事務局            報告第317号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出

の受理について、を報告させていただきます。

農地法第4条第1項第8号の規定に基づき同法施行令第3条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和2年12月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、安土町下豊浦●●一●、畑、地積446㎡、届出受理日及び受理番号、令和2年11月16日、407番、届出人の住所氏名、安土町下豊浦●●、●●●、理由としましては、農業用倉庫でございます。

続きまして、報告第318号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第5条第1項第7号の規定に基づき同法施行令第10条の規定より、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和2年12月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、十王町●●、田、地積38㎡、同じく十王町●●一●、田、地積15㎡、同じく十王町●●一●、田、地積389㎡、届出受理日及び受理番号、令和2年11月4日、505番、譲受人の住所氏名、小田町●●、●●●●、代表取締役、●●●●、譲渡人の住所氏名、千葉県松戸市五番●丁目●●一●、●●●●、理由としましては、道路・水路、区分は売買でございます。

番号2、土地の表示、出町●●一●、畑、地積152㎡、届出受理日及び受理番号、令和2年11月9日、506番、譲受人の住所氏名、出町●●一●、●●●●、譲渡人の住所氏名、千葉県船橋市前原西●丁目●●一●●一●●●●、●●●●、理由としましては、露天駐車場、区分は売買でございます。

番号3、土地の表示、安土町下豊浦●●一●、畑、地積140㎡、届出受理日及び受理番号、令和2年11月18日、507番、譲受人の住所氏名、安土町常楽寺●●一●、●●●●、譲渡人の住所氏名、安土町上豊浦●●、●●、理由としましては、露天駐車場及び露天資材置場、区分としましては、売買でございます。

続きまして、報告第319号、その他の専決報告について、農地法関連に基づくその他の専決について、次のとおり報告する。令和2年12月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

1、農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借契約（使用貸借を含む）の合意解約通知の受理について、でございます。こちらにつきましては、番号1から番号43まででございます。

2、農地法施行規則第53条第1項第11号、電気事業者が送電用電気

工作物を設置する場合に基づく協議について、目的、電気事業者が行う送電用の電気工作物等の設置等、契約の種類、賃貸借、1、所在地、安土町常楽寺●●―●の一部、田、244㎡の内2.25㎡、貸渡人につきましては、安土町常楽寺●●、●●●●、借受人につきましては、東京都世田谷区玉川●―●●―●、●●●●でございます。

3、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定に基づく農業経営改善計画の認定について、11月審査会、13日審査、新規については2名の方、更新については4名の方の認定が行われました。以上でございます。

議長  ただ今の、報告第317号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第318号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第319号 その他の専決報告について、質問等はございませんか。

(特になしの声)

委員

熊木 喜一

議長

それでは、質問や意見等もないようであります。これらは報告案件でございますので、ご了解いただきたいと存じます。

熊木 喜一

議長

以上で本日の総会日程は終了しました。

これもちまして第133回定例農業委員会総会を閉会します。

閉会 午後2時25分

会議規則第21条の規定により下記に署名する。

近江八幡市農業委員会会長

会議録署名委員

委員

会議録署名委員

委員